

平成30年度 社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

笛吹市社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）は、「安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」をスローガンに、平成29年7月に策定した「第3次笛吹市地域福祉活動計画」（以下「活動計画」といいます。）を住民のみなさん、行政と協働して、推進してまいります。また、社協発展強化プランを着実に実行し、活動計画を確実に推進するための組織づくりを進めます。

（I）平成29年度の重点目標の評価

1. 相談・支援体制の強化を図る。

生活困窮や認知症など、様々な住民からの相談に対して住民や各種機関、関係者との連携を強化して、課題の解決を行ってきました。

地域福祉部門では、特に生活困窮の相談に対して、資金の貸付や家計の適正化支援を行って住民の自立支援を行いました。見守り活動の広がりや住民と協働で推進する権利擁護活動の発展により、支援体制の強化を図りました。

在宅介護支援部門では、社協のサービス事業者としての役割を踏まえ、「断らない事業所」としての受け入れ態勢を整えました。特に、他事業者では対応困難な身体障がい者・精神障がい者や医療重度者、重度認知症等の方への対応を積極的に行ないました。また、芦川地区等の山間地域の方の受け入れも行なってきました。昨年度から開始された総合事業にも積極的に対応し、介護予防と自立支援の推進に取り組むとともに、制度外サービスにより制度の狭間、家族の介護離職対策等にも視点を向け、自宅での生活の継続を支援しました。

さらに、地域福祉部門と在宅介護支援部門が連携を強化し、さまざまな課題を一緒に解決することができるような支援体制づくりを進めました。

住民と共に進める地域づくりにおいては、市民活動・ボランティアセンターの職員を増員し、コーディネートと活動の強化を図りました。また、住民やNPO、企業などと一緒に子どもの居場所づくりを大きく広げることができました。

社協内においては、総務部門が中心となって、地域福祉部門と連携して赤い羽根共同募金の配分委員会を設置・運営するなど、総務部門、地域福祉部門及び在宅介護支援部門間における必要な情報のやり取りがスムーズに行え、協働できる体制づくりを進めました。

2. 質の高い事業に対応するための組織づくりを進める。

活動計画を策定する際に、社協の全事業の目的を明確にしました。各事業では、その目的にそった事業内容を検討し、実践してきました。

（II）基本方針

今年度も、活動計画に基づき、分野横断的な地域福祉活動をさらに充実させて、これまで実施してきた地域福祉推進に向けた活動・介護事業を中心にしたサービスの質の向上を目指します。また、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」「複合的な課題を抱える」等の個別のニーズ及び地域のニーズに応えられる体制の整備を次の方針に基づき着実に実践していきます。

1. 活動計画を住民との連携により実践します。

地域福祉を取巻く動きでは、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」をうけて、厚労省では子ども・高齢者・障がい者等全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り高めあうことができる「地域共生社会」を実現することを提唱し、これを「我が事・丸ごと」として推進しています。「我が事」は住民が主体的に地域課題への解決力を強くして地域づくりを行うことです。「丸ごと」は公的サービスの総合化や包括化などで地域課題の解決を総合的に支えるということです。

社協は、この動きを受けて、「地域福祉」の原点である共に支えあい、助けあう地域づくりにむけて「住民が主役」の活動計画を策定しました。各町で住民座談会を開催し、地域の声を聞かせていただき、たくさんの意見をまとめて町ごとの特徴や課題に基づいた7つの町それぞれの活動計画を策定しました。その内容をまとめて、市全体としての取り組みとしたのが「7つのあい」、つまり「知りあい・つながりあい・みとめあい・そだてあい・ささえあい・見守りあい・助けあい」です。この「7つのあい」の実現に向けて、活動計画では、住民の活動と社協の活動を具体的に示しました。これらの活動を住民の皆さんとともに、着実に実践します。

また、地域共生社会の一端を担う事業として、一宮地区複合施設の開設に向け、準備を進めます。

2. 相談体制・支援体制の強化を図ります。

住民、あらゆる関係機関及び行政と協働して、住民の生活課題の解決を図ります。高齢者、子ども、障がい者等の、また、世帯丸ごとの総合的な住民のニーズに応じられるサービス提供を行なえる相談体制・支援体制を強化し、これまで以上に住民から頼りにされる社協を目指します。

3. 社協の活動を支える職員の教育研修を充実します。

質の高い相談や支援を実践するために、系統的な職員教育を継続します。特に、中堅職員の教育の充実を図ります。また、それぞれの職員が置かれている立場で、住民やサービス利用者のニーズに気づき解決につながるための専門職としての役割を果たせるような知識と技術を身につけるための教育研修の充実も図ります。

4. 社協の事業・サービスの再構築を進めます。

現在の事業・サービスの内容を質、量ともに精査し、さらに質の高い事業・サービスを実施できるようにします。そのために、住民と専門機関としての社協との役割を整理し、事業・サービスの統廃合を含めた検討をはじめます。

以上の基本方針に基づき、活動計画及び社協の組織づくりを確実に推進するために、次の重点目標を定めます。

Ⅱ 重点目標

(Ⅰ) 住民と共に実践する地域づくりをすすめます。

1. 住民を主役とした積極的な支えあい活動を推進します。

(Ⅱ) 相談体制・支援体制の強化を図ります。

1. 総合的に、住民からの相談を受けニーズに応えられる体制を整備します。

- ① 地域に出向いての住民との関わりの中から、また、サービス利用者・事業参加者との関わりの中からニーズを発見し、相談を行い、解決につなげます。
- 2. 社協内の協働体制を強化します。
 - ① 各部署（部門）間の横断的な双方向の協働体制をさらに強化します。
- 3. 職員の育成を強化します。
- (Ⅲ) 現行の事業サービスの目的に応じた住民と社協の役割を明確にしていきます。
 - ① 社協の専門職としての役割を確実に実行していきます。

Ⅲ. 総務部門

(Ⅰ) 部門目標

社会福祉法の改正により法人コンプライアンスの強化に対応します。また、組織体制及び財務体制の強化に法人一丸となって取り組んでいきます。さらに、職場の環境整備に取り組んでいきます。

(Ⅱ) 総務課

1. 目標

- ① 組織体制の強化を図ります。
- ② 財務体制基盤の強化を図ります。
- ③ 職員の働きやすい環境を築きます。

2. 実施事業

- ① 下記の業務を通して、組織体制の強化を図ります。
 - ア 笛吹市社会福祉大会の開催
 - イ 広報誌かけはしやホームページ等を通しての広報活動
 - ウ 理事会・評議員会等の開催
 - エ 苦情への適切な対応のための第三者委員会の開催
 - オ 情報システム管理・情報セキュリティ維持
 - カ 契約書類及びマイナンバー等の個人情報の管理
 - キ 行政機関への手続き（労働基準監督署・法務局等）
- ② 下記の業務を通して、増収及び経費削減を図り、財務体制基盤を強化します。
 - ア 適正な予算管理・決算
 - イ 会費・寄附の募集（ファンドレイジングの検討を含む）
 - ウ 公的助成金の申請
 - エ 入札及び見積もり合わせ
 - オ 一宮地区複合的福祉施設の開設に向けた準備
 - カ 介護保険に関する請求
 - キ 山梨県共同募金会との調整
 - ク 指定管理施設の運営管理
- ③ 下記の業務を通して、職員の働きやすい環境を築きます。
 - ア 職員採用手続
 - イ 給与関係

- ウ 職員の衛生管理（メンタルヘルス・健康診断・腰痛検査等）
- エ 社会保険に関する手続
- オ 正規職員登用試験及び管理監督職員任用試験の実施
- カ 職員の教育研修
- キ 視察研修や実習生の受入及び当会からの講師派遣に関する窓口業務
- ク 社会福祉法等に定める情報公開
- ケ 公用車の維持管理
- コ 各種保険に関する手続（事業保険・車両保険等）
- サ 各種職員表彰への推薦
- シ 職員交流会（新年会等）

IV. 地域福祉部門

（I）部門目標

活動計画のもと、住民が主体的に取り組む“7つのあい”の活動推進と7つの町の活動計画の推進に取り組むこと、また、福祉専門機関として、専門職が行なう質の高い事業実施を並行して行っていきます。

平成30年度には、市の支所構想に基づいた地域事務所の市役所支所への移転に伴う相談支援事業の充実や、新しく設置される地域包括支援センター事業との連携、介護保険の生活支援体制整備事業との協働など、新たな相談・支援体制づくりが求められており、その強化、促進を行っていきます。特に、相談から把握した地域の課題解決を図るための、住民との協働による「支え合い」の支援体制づくりを強化していきます。

（II）地域福祉課

1. 目標及び実施事業

- ① 7つの町ごとの地域づくりを具体的にすすめていくために、特に地域福祉推進委員会を中心にして、以下の事業を行います。
 - ア 地域福祉推進委員会
 - イ 福祉まつり・ボランティアまつり等の世代間交流事業
 - ウ 地域福祉推進助成金事業
 - エ 福祉活動団体等支援
 - オ ボランティア活動支援
- ② 子どもから高齢者まで様々な住民が活動する居場所づくりを更にすすめるために、以下の事業をすすめます。
 - ア サロン活動支援
 - イ 介護予防事業
 - ウ ふえふき子ども子育て関係者連絡会
 - エ 生きがい支援事業
- ③ 住民と共に福祉を学ぶ機会を更に充実させるために以下の事業を実施します。
 - ア 福祉教育推進事業
 - イ 各種養成講座（ボランティア・生活支援員・市民後見人養成講座含む）

- ウ 災害救援ボランティアセンター設置訓練
- ④ 潜在的な地域の課題を把握するために、積極的に訪問活動を行い、事業を通じて住民の課題を把握し適切な支援につなげるために、以下の事業を行います。
 - ア 生活福祉資金
 - イ 社会福祉金庫
 - ウ 善意銀行
 - エ 福祉機器貸出
 - オ 相談支援事業（見守り含む）
 - カ 日常生活自立支援事業
 - キ 法人後見事業
 - ク 法人後見支援事業
 - ケ 成年後見制度普及啓発事業
 - コ 成年後見制度利用支援事業
- ⑤ 課題解決を行うための地域の支援体制の充実をはかります。
 - ア サロン活動支援
 - イ 見守り事業「ふえふき地域見守りネットワーク」
- ⑥ 各関係機関、関係者との連携を更に強化します。
 - ア 地域会議（課題解決検討会議）
 - イ 見守り事業「要援護者等安否確認」
 - ウ 総合相談（職員相談）
 - エ 総合相談（専門相談）
 - オ 地域包括支援センター窓口業務
- ⑦ 包括ケアを実現するための社協内協働体制づくりを更にすすめるために、以下の事業を行います。
 - ア 合同カンファレンス
 - イ ボランティア委員会
 - ウ 課を横断したケース会議
- ⑧ 住民への理解を促進するための、社協内協働体制づくりを強化するために以下の事業を進めます。
 - ア 共同募金（審査会含む）
 - イ 社協会費
 - ウ 広報活動
- ⑨ 地域のあらゆる困りことに対応できる専門職としての資質向上を図るために以下のことを行います。
 - ア 地域福祉部門学習会（地域福祉援助理論と技術の習得）
 - イ 組織・他機関・社協内他課開催の学習会への積極的参加
- ⑩ 以下の事業において、住民の主体的活動支援をさらに強化します。
 - ア 福祉活動団体等支援
 - イ ボランティア活動支援

- ⑪ 住民と協働して実施する事業においては、住民の役割と、専門機関としての社協の役割を整理し、住民と話し合いながら、事業の統廃合を含めた検討を行っていきます。

(Ⅲ) 障害者地域活動支援センター

1. 目標及び実施事業

- ① 啓発活動と障がい者やその家族の積極的社会参加の支援を行うために以下の事業を行います。
 - ア 障害者団体等支援
 - イ 啓発事業(防災訓練含む)
 - ウ 社会参加事業(スポーツレクレーション)
 - エ 本人活動支援事業
 - オ 声の広報活動、点字
- ② 住民と共に、障がい者の居場所づくりを更にすすめるために以下の事業を行います。特に、障がい者サロンを地域活動支援センターⅢ型のない地域に開所して、居場所を増やしていきます。
 - ア 地域活動支援センターⅠ型(基礎事業)・Ⅲ型
 - イ 障がい者サロン活動
 - ウ 精神デイケア
- ③ 住民と共に障がいについて学ぶ機会を更に充実させるために以下の事業を実施します。
 - ア 福祉講話
 - イ 地域啓発研修事業
 - ウ ピアサポート事業
 - エ 朗読・手話ボランティア養成事業
 - オ 障がいボランティア活動支援
- ④ 潜在的な地域の課題発見を把握するために、積極的に訪問活動を行い、また事業を通じて住民の課題を把握し適切な支援につなげるために、以下の事業を行います。
 - ア 障害者相談支援事業
 - イ サービス利用計画作成
- ⑤ 課題解決を行うための地域の支援体制の充実をはかります。
 - ア 障がい者防災訓練
 - イ 自立支援協議会参加
- ⑥ 各関係機関、関係者との連携を更に強化します。
 - ア 地域活動支援センターⅠ型(強化事業)
 - イ 障害者相談支援事業
 - ウ 自立支援協議会参加
 - エ 地域会議参加
- ⑦ 障がい者の包括ケアを実現するための社協内協働体制づくりを更にすすめるた

めに、以下のことを行います。

ア 福祉機器リサイクル

イ 課を横断したカンファレンス

⑧ 住民への理解を促進するための、社協内協働体制づくりを強化するために以下の事業を進めます。

ア 広報活動

イ 啓発活動（防災訓練など）

ウ 福祉講話

⑨ 地域のあらゆる困りことに対応できる専門職としての資質向上を図るために以下のことを行います。

ア 地域福祉部門学習会（地域福祉援助理論と技術の習得）

イ 他組織・他機関・社協内他課開催の学習会への積極的参加

ウ 相談支援部会

⑩ 障がい者支援の専門職として、虐待防止、障がい者差別解消についての啓発活動を行ないます。また、住民との協働による課題の発見やその後の支援における専門職と住民との役割の明確化を図り、協働体制づくりを進めます。

V. 在宅介護部門

(I) 部門目標

社協の介護保険事業所として、居宅介護支援事業、通所介護事業（デイサービス）、訪問介護事業を展開すると共に介護保険制度の改正に柔軟に対応し在宅生活を支援していきます。

介護保険制度等の法令遵守を徹底し事業内容の透明性を確保し、介護を必要とする状態になっても出来る限り住みなれた地域でその人らしい自立した日常生活ができるよう、利用者の尊厳を尊重し質の高いサービスの提供を行い、住民から選ばれる事業所を目指します。

また、活動計画の「7つのあい」に示された共助、及び平行して行なう公助として制度に基づく専門的な支援と制度外サービスの提供も行っていきます。

そのために、以下の目標の実現に向けて取り組みます。

1. 「断らない事業所」として他事業所では受け入れ困難な生活困窮者・ねたきり高齢者、精神・身体障がい者、重度認知症者・医療重度者（喀痰吸引・胃ろう、癌末期者等）及び在宅看取りの方への支援を積極的に行い、制度の狭間への対応も行っていきます。

2. 活動計画を踏まえ介護予防と自立支援の推進に積極的に取り組み制度外サービスの提供も行っていきます。

3. 総務部門、地域福祉部門と協働体制を図り、社協内連携を積極的に行います。

4. 質の高いサービスを提供するために、専門的知識や技術を高められるよう教育研修を充実していきます。

(Ⅱ) 居宅介護支援事業所

1. 目標

ア 利用者のニーズに対して、医療・介護の関係機関等との連携及び必要に応じて社協内の各部署との連携を図り、課題解決に向けた支援を行います。

イ 特定事業所の継続により、質の高いケアマネジメントを提供できる体制を確保していきます。

2. 実施事業

① 居宅介護支援事業

ア 居宅サービス計画書（介護予防含む）の作成など居宅介護支援業務

イ 特定事業所継続

- ・24時間連絡体制を確保
- ・困難事例の受け入れ体制を確保
- ・週1回の会議の開催
- ・地域ケア会議等への参加
- ・計画的に研修会への参加
- ・介護支援専門員研修における実習等の協力

② 要介護認定調査事務受託（県外）

(Ⅲ) 在宅介護支援課（通所介護事業所（デイサービス）・訪問介護事業所）

1. 目標

① 「断らない事業所」として他事業所では受け入れ困難な生活困窮者・ねたきり高齢者、精神・身体障がい者、重度認知症者・医療重度者（喀痰吸引・胃ろう、癌末期者等）及び在宅看取りの方への支援を積極的に行い、制度の狭間への対応も行っていきます。

② 職員の専門的知識の向上を図り、質の高いサービスの提供を行います。

ア 内外研修を積極的に行い専門的知識の向上を図ります。

イ 業務の見直しを行い業務内容の統一や効率化を図ります。

② 地域住民や社協内連携を通して、地域生活の継続を支援できるサービスの提供を行います。

ア 利用者の生活課題や生活のしづらさに視点を向け相談・支援体制づくりを行い、問題の解決に繋がられるよう、社協内の連携や地域住民と連携を図り問題解決につなげていきます。

イ 地域住民やボランティアとの関係作りを積極的に行ないます。

2. 実施事業

① 通所介護事業所（デイサービス）

ア 介護保険（要介護・要支援者）通所介護サービス

イ 障害者デイサービス相互利用

ウ 総合支援事業「通所介護A」

エ 介護保険外サービス（お泊りデイサービス）

オ 実習・研修生受入れ指導

- カ ボランティアの受入
- キ 地域住民との交流会
- ク 課内外の研修会への参加と学習会の実施
- ② 訪問介護事業所
 - ア 介護保険(要介護・要支援)訪問介護サービスの提供
 - イ 障害者総合支援事業(居宅介護・重度訪問介護・同行援護)
 - ウ 障害者等社会参加支援(移動サービス・生活訓練サービス)
 - エ 総合支援事業「訪問介護A」
 - オ 登録特定行為事業(喀痰吸引・胃ろう対応)
 - オ 介護保険外サービス(おまかせ安心サービス)
 - カ 実習・研修生受入れ指導

VI. 地域包括支援センター

(I) 部門目標

増加している高齢者及び認知症高齢者など、地域で支援を必要としている方々に切れ目ないサービス提供や困りごとの早期発見及び早期対応等の一連の取組みを行うことで、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるようにしていきます。

(II) 南部包括支援センター

1. 目標及び実施事業

① 総合相談支援事業

地域に住む高齢者等に関する様々な相談を受け止め困りごとの解決につなぐことができるよう取り組みます。

- ア 総合相談窓口業務
- イ 地域包括ネットワークの構築
 - ・社協及び民生委員との連携
 - ・医療・介護関係者との連携
 - ・警察との連携
 - ・地域ケア会議の開催
 - ・高齢者見守りネットワークの構築
 - ・高齢者虐待防止ネットワークの構築
 - ・地域包括支援センター(仮称)周知活動
 - ・認知症施策の推進に関すること
 - ・認知症の方及び家族会との連携

ウ 高齢者の実態把握

② 権利擁護事業

権利侵害行為の対象となっている高齢者や権利侵害の対象になりやすい高齢者、自ら権利主張や権利行使することが困難な状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応・権利行使の支援を専門的に行うようにします。

- ア 老人福祉施設等への措置関係者との連携

- イ 高齢者虐待対応及び予防
- ウ 消費者被害の防止
- エ 成年後見制度の活用促進
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - 多様な生活課題を抱えている高齢者等が地域でその人らしく安心して生活を継続していくために、介護支援専門員と連携を行い、課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用できるように包括的及び継続的に支援を行うようにします。
 - ア 介護支援専門員への相談支援
 - イ 処遇困難事例への支援
 - ウ 事例検討会の開催
 - エ 環境整備
 - ・介護保険事業所連絡会への参加
 - ・居宅介護支援事業所との連携
 - ・病院、施設ケースワーカーとの連携
 - ・介護支援専門員との連携
 - ・主任介護支援専門員連絡への支援
- ④ 介護ケアマネジメント業務
 - 要介護状態になることを予防するため、質の高いマネジメントが行えるようにします。
 - ア 地域支援事業
 - ・介護予防日常生活支援総合事業のマネジメントとサービス計画の作成及び点検
 - ・サービス計画書及びサービス利用者管理
 - イ 指定介護予防業務
 - ・予防給付マネジメントとサービス計画書の作成及び点検
 - ・認定結果の取りまとめと担当ケース分担
 - ・サービス計画書及びサービス利用者管理
 - ・介護予防給付未利用者管理

以上